けることが出来ると思ひます。無産階級の利害は事の大小如何を問ひず深甚なる考慮を用ひられて居ることであります。

私は今回同志會が私を除名する理由として所謂購買組合課税を云ふことを前段に掲げられた理由の大部分は適当なる理由と考へます。但し組合の課税が再び動議の中堂市会に提案せられ其要が一度撤廃せんか其性質（今日の組合）組織が変化する虞なきに限り撤廃されつゝある特別人数割が如何に不公平なるかを知り乍ら食住者に対する大なる負担の増加となる故に無産階級の立場より断乎として之に対し進んで之が撤廃を要求せんが為に購買組合課税問題を引例したるに過ぎず同志會の考へ方するが如き購買組合に課税せんとする者にとっては断じて之を許さず性質組織性質等の利益を侵害するものにあらずして組織の利益の為めのみ無産階級の利益を擁護するものと私は信じて疑はざるものであります。

次に私は一般市民諸氏に無産階級の負担の強制の実例として八幡市に於ける[illegible]されつゝある第四の例第二の場合を説明するものであります。

以上のべたる如く私は意見を開陳し他を除名するは如何に無産階級運動に従事する者ととりまとめの仕事の障害なると信ずるが故に私は大局を見て同志會を脱退し今後者十全地位[illegible]今後の覚悟を情熱し各自降参に同志會に帰参と有力なる者に除名を要求するが如きは私の信ずる通宜侍なるを察知し以て[illegible]出来ると思ります。

私は同志會の行動信条に賛成するが故に敢然党員名簿の如く泥棒会を演じ無産階級陣営を混乱に陥れるが如き卑劣の事柄の大勝のみを通じて性質を変じ信条の決議を元に復せず後見無産階級の悪党なる仕業を敢然的努力を捧ぐることであります。

一九二七年三月十日

民衆党員　長尾友己

市会議員

財團法人 諸會